

木材産業事業者における新型コロナウイルス感染防止、感染者が発生した時の対応及び事業継続に関するガイドライン

初版作成日：令和2年5月25日

最終改訂日：令和4年11月29日

本ガイドラインは、木材製造業、木材卸売業、木材市場業又はその他木材関連事業を営む事業者において、感染防止の徹底、新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時に、保健所（感染症担当。以下同じ。）と連携して、従業員の健康保護とともに事業継続を図る際の基本的なポイントをまとめたものです。なお、このガイドラインの内容は、感染拡大の動向、新型コロナウイルスに関する知見等に関する専門家の助言等を踏まえ、今後見直すことがあります。

感染拡大の予防と社会経済活動の両立を持続的に可能とするためには、事業者において自主的な感染防止のための取組を進める必要があります。木材関連事業者においては、事業の特性を踏まえ、後出の「三つの密」を避けるための必要な対策を含め、感染拡大防止対策を行うようお願いします。

1. 新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底

（1）基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症については、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされ、無症候の者からの感染の可能性も指摘されています。オミクロン株等の変異株の拡大も踏まえ、接触感染、飛沫感染及びマイクロ飛沫感染の経路に応じた感染防止策を講じる必要があります。

こうしたことから、人と人との距離をとること（Social distancing:社会的距離）により、大幅に感染リスクが下がるとされています。特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という。）のいずれかに該当する場面では、一定の感染リスクが避けられないことから、それらのいずれもなるべく避けるよう努めることが重要です。特に、感染リスクが高まる「5つの場面」の下記各場面が該当するところを具体的に点検し、個々の場面に重点を置いた対策を必要とします。

（場面1）飲酒を伴う懇親会等・（場面2）大人数や長時間におよぶ飲食
具体的には、忘年会や新年会等が想定されます。

（場面3）マスクなしでの会話